

霞ヶ浦・北浦に係る総合的な環境保全対策の充実強化について

＜提案・要望先＞ 環境省，国土交通省

＜提案・要望内容＞

霞ヶ浦の水質については，湖沼水質保全計画を5年ごとに策定するとともに，「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」を平成19年度に制定し，さらに，平成20年度に導入した森林湖沼環境税の課税期間を平成25年度から5年間延長し，浄化対策に取り組んでいるところです。

その結果，霞ヶ浦の湖内のCODは近年改善傾向にあるものの，依然として長期ビジョンとは隔たりがあることから，流域の負荷削減対策とともに，湖内対策にも一層取り組む必要があります。

また，平成23年の夏に見られたようなアオコの大発生による市民生活への深刻な悪臭被害が今後も懸念されることから，引き続き迅速に対応する必要があります。

さらに，湖岸には現在ミズヒマワリ等の特定外来生物（水生植物）の群落が多く見られ，生態系等に影響を及ぼす懸念があることから，生物多様性の保全に向けて早期に対策をとる必要があります。

つきましては，霞ヶ浦に係る環境を保全し，持続可能な利用を図るため，下記事項について要望いたします。

記

1 湖内対策・流出水対策（面源対策）等の推進について

霞ヶ浦・北浦については，管理者である国において，水質浄化，生物多様性保全等のため次の措置を講ずること。

- (1) 国が行っている試験の結果等を踏まえ，底泥からのリンの溶出抑制対策などの水質浄化対策を早期に実施すること。
- (2) ウェットランド，水生植物帯，砂浜の整備や，堤脚水路における堆積土砂の定期的な除去などを推進すること。
- (3) アオコの発生が見られた場合は，今後も早期に河川への遡上防止及び回収を図ること。
- (4) 生態系等に影響を及ぼすおそれのあるミズヒマワリ等の特定外来生物の除去を早期に実施すること。

2 水質保全意識の醸成について

県民の水質保全意識の醸成を図るため、霞ヶ浦水質浄化のための各種対策の実施状況やその効果について、県内外への情報提供に努めること。

また、県や市町村と連携し、県民や市民団体による水質保全活動を支援すること。

3 高度処理型浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換促進について

富栄養化の原因である窒素・リンの除去能力が高い高度処理型浄化槽の設置を一層促進するため、必要な予算を確保すること。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、支援制度を拡充すること。